

長浜市告示第184号

長浜市経営発展支援事業補助金交付要綱（令和5年長浜市告示第168号）の一部を次のように改正する。

令和7年4月1日

長浜市長 浅見 宣義

第1条中「）及び」を「）、」に、「に基づき」を「及び新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱（令和5年12月1日付け5経営第2016号農林水産事務次官依命通知。以下「円滑化対策実施要綱」という。）に基づき」に改め、「第36号」の次に「。以下「規則」という。」加える。

第2条を次のように改める。

（補助対象事業等）

第2条 補助金の交付の対象となる事業、補助対象者、対象経費及び補助金の額は、別表第1に規定するものとする。

第3条及び第4条を削る。

第5条第1項中「及び緊急対策実施要綱別記6第5の1（4）に規定する初期投資促進事業申請追加資料（以下「初期投資促進事業計画等」という。）又は総合対策実施要綱別記1第5の1（4）に規定する経営発展支援事業申請追加資料（以下「経営発展支援事業計画等」という。）」を「に基づき、別表第2に規定する事業に応じた提出書類」に改め、「、所得状況及び市税等納付状況並びに就農に係る専従者給与の確認に関する同意書を添えて」を削り、同条第2項中「初期投資促進事業計画等又は経営発展支援事業計画等」を「前項の規定による申請」に、「計画が緊急対策実施要綱別記6第5の1又は総合対策実施要綱別記1第5の1の」を「申請が別表第1に規定する」に改め、同条を第3条とする。

第6条中「又は」を「、」に改め、「別記1第6の3」の次に「又は円滑化対策実施要綱別記2第6の3」を加え、同条を第4条とする。

第7条中「又は」を「、」に改め、「別記1第6の4」の次に「又は円滑化対策実施要綱別記2第6の4」を加え、同条を第5条とする。

第8条中「初期投資促進事業計画等又は経営発展支援事業計画等」を「別表第2に規定する事業に応じた提出書類」に、「第6の5（1）又は」を「第6の5（1）、」に改め、「別記1第6の5（1）」の次に「又は円滑化対策実施要綱別記2第6の5」を加え、同条を第6条とし、第9条を第7条とし、同条の次に次の1条を加える。

（端数計算）

第8条 規則第20条の3第6項の規定により市長が別に定める補助金等の額の端数金額の計算方法については、対象経費の合計額若しくは補助金の確定額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てないものとする。ただし、1円未満の端数は、切り捨てるものとする。

第10条を第9条とする。

附則第2項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

附則の次に別表として次の2表を加える。

別表第1（第2条、第3条関係）

事業	補助対象者	対象経費	補助金の額
緊急対策実施要綱別記6 初期投資促進事業	緊急対策実施要綱別記6第5の1に規定する要件を満たす者	緊急対策実施要綱別記6第5の2に規定するとおり	緊急対策実施要綱別記6第5の3に規定するとおり
総合対策実施要綱別記1 経営発展支援事業のうち、通常枠	総合対策実施要綱別記1第5－1の1に規定する要件を満たす者	総合対策実施要綱別記1第5－1の2に規定するとおり	総合対策実施要綱別記1第5－1の3に規定するとおり
総合対策実施要綱別記1 経営発展支援事業のうち、地域計画早期実現支援枠	総合対策実施要綱別記1第5－2の1に規定する要件を満たす者	総合対策実施要綱別記1第5－2の2に規定するとおり	総合対策実施要綱別記1第5－2の3に規定するとおり
円滑化対策実施要綱別記2 世代交代・初期投資促進事業のうち、Ⅰ世代交代円滑化タイプ	円滑化対策実施要綱別記2第5のⅠの1に規定する要件を満たす者	円滑化対策実施要綱別記2第5のⅠの2に規定するとおり	円滑化対策実施要綱別記2第5のⅠの3に規定するとおり
円滑化対策実施要綱別記2 世代交代・初期投資促進事業のうち、Ⅱ初期投資促進タイプ	円滑化対策実施要綱別記2第5のⅡの1に規定する要件を満たす者	円滑化対策実施要綱別記2第5のⅡの2に規定するとおり	円滑化対策実施要綱別記2第5のⅡの3に規定するとおり

別表第2（第3条関係）

事業	提出書類
緊急対策実施要綱別記6 初期投資促進事業	緊急対策実施要綱別記6第5の1（4）に規定する初期投資促進事業申

	請追加資料
総合対策実施要綱別記 1 経営発展支援事業	総合対策実施要綱別記 1 第 6 の 1 に規定する経営発展支援事業計画等又は就農・経営継承計画
円滑化対策実施要綱別記 2 世代交代・初期投資促進事業	円滑化対策実施要綱別記 2 第 6 の 1 に規定する就農・経営継承計画又は初期投資促進事業申請追加資料

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。